

公職の候補者等用の証票の交付申請に関する留意事項

1 証票の交付限度枚数

公職の候補者等に係る証票の交付限度枚数は、公職の種類により、それぞれ以下のとおりとなっております。（公職選挙法施行令第110条の5）

- 衆議院小選挙区選出議員 10枚（番号151～190）
- 参議院選挙区選出議員・知事 14枚（番号201～220）
- 県議会議員 6枚（番号1～100）

2 申請方法

既に当委員会が交付している証票は、本年8月末で有効期限が終了しますので、ホームページ中の証票交付申請書（候補者等用）と別紙のそれぞれに必要な事項をご記入の上、当委員会に直接ご持参くださるようお願いいたします。

3 記入上の注意

交付申請書中の証票番号につきましては当委員会で記入しますので、空欄のままでご提出ください。（新たに交付いたします証票の番号は、当委員会事務局において交付申請を受付した順としておりますので、指定はできません。公職の候補者等の政治活動用事務所に係る証票番号は、後援団体に係る証票番号と同一の番号としております。）

また、受領欄につきましては当委員会が証票を交付するときに記入していただきますので、この申請の際には記入しないで空欄のままでご提出ください。

4 交付手続について

当委員会において申請書を確認し、不備等がなければ、随時証票を交付します。

受領者につきましては代理の方で構いませんが、受領印が必要になりますので、受領者本人の印鑑を忘れずにご持参ください。（なお、郵送による交付は行いません。）

5 その他

- ・ 今回の更新の際は、本年8月末日で失効する証票（旧証票）を当委員会に返還していただく必要はありません。新証票は旧証票をはがしてから貼り付けるか、旧証票の上に貼り付けるなどしてください。
- ・ 証票の再交付並びに立札・看板等の設置場所の変更及び撤去等の場合は、それぞれ手続きが必要となりますので、当委員会までお問い合わせください。
- ・ 本年8月末日以降立札・看板等を使用しない場合は、速やかに撤去してください。
- ・ 申請書様式等は、青森県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードでき

ます。 <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/syouhyou.html>